

歯科材料 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科技工用アブレーション研削器具（JMDN 70901000）

スティックポイント コバルトM

【形状・構造及び原理等】

組成： 酸化アルミニウム、二酸化けい素、エポキシ繊維
外観： 丸棒状
色： 茶色

【使用目的又は効果】

- (1) 使用目的、用途
歯科技工物製作過程において、歯科用金属等の表面研磨に用いる

【使用方法等】

- (1) 回転研削機械（ハンドピースグラインダー）に本品を取り付ける。
- (2) ダイヤモンドドレッサー等に接触させて任意の形状を作り、微調整研磨用として被加工物表面に接触させる。
- (3) 研磨作業の際は必ず使用のハンドピースグラインダーの操作手順に従うこと。

【使用上の注意】

- (1) ハンドピースグラインダーに取り付ける前に外観検査を行なうこと。変形、割れ、欠け等がある場合は使用禁止。
- (2) 本品を取り付ける前に研磨機械の回転方向を確認すること。
- (3) 本品の棒径が機械に適合しない場合、無理に押し込んだり、本品の改修を行わないこと。
- (4) 作業開始前に1分間以上、本品を取り替えた際は3分間以上の試運転を行なうこと。
ダイヤモンドドレッサー等で任意の形状に調整する場合は、形状調整後に必ず試運転を行ない、振れが無い事を確認すること。
振れのある場合は使用せず再度形状を調整すること。
また、過度に棒径を細くしたり尖らせたりしないこと。
- (5) 最高使用回転数（30,000RPM）を超えての使用は絶対に行わないこと。
- (7) 研削作業の際には粉塵が発生する。
粉塵による人体への影響を避けるため、防塵マスク、手袋等の適切な防塵装備の使用と集塵装置の設置を義務付けること。
また、眼の損傷を防ぐため、保護めがねを着用すること。
- (8) 本品回転中は手、足、指等が触れない様に注意すること。
また、回転が完全に止まらないうちにハンドピースグラインダーを台や加工物等に接触させない様注意すること。
- (9) 本品を加工物に無理に押し付けたりしないこと。

(10) 本品は記載の用途以外には使用しないこと。

(11) 歯科医師、歯科技工士以外には使用しないこと。

(12) 使用後は消防法、産業廃棄物処理法に従って処理すること。

【保管方法及び有効期間等】

- (1) 貯蔵・保管方法
直射日光を避けて冷暗所で保管すること。

【包装】

- (1) 1本

【製造販売業者の氏名又は名称及び住所等】

氏名： 藤原歯科貴金属株式会社
住所： 〒543-0016 大阪府大阪市天王寺区餌差町8-2
電話番号： 06-6761-2680